

介護予防支援等重要事項説明書

1. 事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話： 03-5451-5580 (月～土曜日 午前8時30分～午後17時00分)

担当： 氏 家 雅 史

2. 経堂あんしんすこやかセンター(指定介護予防支援事業者)の概要

(1) 経堂あんしんすこやかセンター(指定介護予防支援事業者)のサービス提供地域等

事業所名	経堂あんしんすこやかセンター
所在地	東京都世田谷区宮坂1-44-29
電話・FAX	TEL 03-5451-5580 FAX 03-5451-5582
指定介護予防支援事業者番号	1301200075
サービスを提供する地域	宮坂(1～3丁目)・桜丘(1～5丁目)・経堂(1～5丁目)

(2) 同事業所の職員体制(兼務有)

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		管理	1名
主任介護支援専門員	4名 (内1名管理者兼務)		介護予防支援	4名 (内1名管理者兼務)
保健師又は看護師	2名		介護予防支援	2名
社会福祉士	3名		介護予防支援	3名
介護支援専門員			介護予防支援	

(3) 営業時間

月～土曜日 午前8時30分～午後5時

※祝日及び12月29日～1月3日は休業

3. 利用料金

(1) 利用料

要支援認定又は事業対象者認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。(利用料金は介護予防支援等契約書別紙のとおり)

※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接、当事業者に支払われない場合、1ヶ月分の料金をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日世田谷区の窓口に提出しますと払戻し等を受けられます。

(2) 交通費(介護予防支援のみ)

前記2の(1)の通常のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域に、担当職員がお訪ねする場合は、交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切解約料はかかりません。

4. サービス計画の作成等の委託について

当事業者は、介護予防サービス計画等の作成事務、ご利用者宅へ訪問して行う業務及びこれらに付随する事務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。この場合、委託先の事業者名等をお知らせします。

5. 介護予防支援等の利用方法

(1) 介護予防支援等利用の開始

まずは、あんしんすこやかセンターにご相談ください。あんしんすこやかセンターか委託事業者の職員がお伺いします。契約を締結した後、介護予防支援等の提供を開始します。

(2) 介護予防支援等の終了

①ご利用者の都合で介護予防支援等を終了する場合

文書でのお申し出により、いつでも解約できます。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に介護予防支援等を終了いたします。

- ・ご利用者が介護予防支援等を必要としない施設に入所又はサービス利用を開始された場合
- ・介護予防支援等を受けていたご利用者が要介護・要支援認定区分において、要介護と認定された場合（事業対象者としてサービスを受けていたご利用者の場合は、要介護と認定され、介護給付サービスの利用を始めたとき）
- ・基本チェックリストにおいて、事業対象者と認められない場合
- ・ご利用者が当事業所の管轄地域から転居された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

③その他

ご利用者やご家族などが、当事業者や当事業者の担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがあります。

6. 介護予防支援等の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 申込受付・契約締結

契約書・重要事項説明書等を説明し、同意を得たうえで、契約締結します。

(2) アセスメント

ご利用者の状況把握・課題分析をします。ご利用者の状況を踏まえ目標や具体的な支援策を提案します。

(3) 介護予防サービス計画等原案の作成

アセスメントの結果を基に介護予防サービス計画等原案を作成します。

(4) サービス担当学会議

原案をもとに、ご利用者及びその家族、サービスにかかわる担当者でサービス担当学会議を開催し、介護予防サービス計画等を全員で共有します。

(5) 介護予防サービス計画等の交付

ご利用者及びその家族に介護予防サービス計画等の内容や指定介護予防サービス等の利用料について説明し、利用者から同意をいただきます。

同意後、利用者に介護予防サービス計画書等を交付します。

(6) サービス提供

介護予防サービス計画書等に基づき適切にサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。

(7) モニタリング

ご利用者及びそのご家族、指定介護予防サービス事業者等との継続的な連絡による月に1回のモニタリ

ングと3ヶ月に1回は、利用者宅に訪問、面接することにより、サービスの実施状況の把握や経過記録を実施します。

(8) 評価

計画の達成状況や効果、目標達成状況进行评估します。

(9) 計画の変更

ご利用者の状況に変化があった場合やご利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望した場合、関係者等が介護予防サービス計画等の変更が必要と判断した場合には、ご利用者との合意の上、介護予防サービス計画等の変更を行います。

(10) その他

ご利用者及びそのご家族は、ご利用者が医療機関に入院した場合は担当職員の所属機関名、氏名などを入院先医療機関に情報提供していただきます。

7. 当事業者の特徴等

(1) 運営の方針

ご利用者の意思及び人格を尊重し、総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう公正中立に介護予防支援等を行います。

(2) 介護予防支援等の実施概要等

二次アセスメントシートを使用し、ご利用者が自立した生活を営む上で解決しなければならない課題の把握と分析を行います。生活機能の維持・改善を目指し、ご利用者・ご家族と相談しながら、ご利用者ができることを最大限に引き出すことを基本とし、目標や具体策に基づき、介護予防サービス計画等を作成します。委託した場合においても実施状況及び介護予防サービス計画等の確認等を行い、継続的・包括的に必要な支援が受けられるようにします。

8. 秘密の保持

担当職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく使用しません。この守秘義務は契約終了後及び退職後も同様です。

事業者はご利用者及びそのご家族に関する個人情報について、サービスを円滑に提供するために実施される指定介護予防サービス事業者等や主治医等との連絡調整、サービス担当者会議等において必要な場合、ご利用者及びご家族の同意をいただいたうえで、必要最小限の範囲内で使用します。ただし提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

9. 事故発生時の対応

(1) 事業者は、ご利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに世田谷区、ご利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、介護予防支援等の提供にあたり、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

10. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の苦情・相談担当

担当： 氏 家 雅 史

電話03-5451-5580

(2) 世田谷区の苦情・相談対応窓口

世田谷総合支所保健福祉課

電話03-5432-1111(代表)

(3) 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談受付窓口 電話03-6238-0177

11. 当事業者の概要

※当事業所は世田谷区の認可を受け、社会福祉法人ふきのとうの会が運営しています。

法人本部所在地：東京都世田谷区上用賀6-19-21

法人代表者：理事長 平野 覚治

※社会福祉法人ふきのとうの会が運営するその他の事業

デイ・ホーム赤堤、デイ・ホーム桜丘（通所介護）

ふきのとうケアプランセンター（居宅介護支援）

ふきのとうデイホーム（通所介護）

その他、配食サービス、社会福祉に関する調査研究等

※当法人の設立母体である「老人給食協力会ふきのとう」は、1983年より世田谷を中心に、住民参加による食事サービス、ホームヘルプ等の活動を行っているボランティア団体です。

令和 年 月 日

当事業所は介護予防支援等の提供開始にあたり、ご利用者に対して、本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 東京都世田谷区宮坂1-44-29
社会福祉法人 ふきのとうの会
経堂あんしんすこやかセンター 印

説明者 印

私は、本書面により、事業所から介護予防支援等についての重要事項説明を受け、同意いたしました。

ご利用者 住 所
氏 名 印

(代理人)

ご利用者との関係

住 所
氏 名 印

代理人氏名 印